

なんもく学園 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）いじめは、生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺など生命または身体に重大な危険をもたらす背景ともなる深刻な問題である。いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、保護者、地域、関係機関と連携を図り、地域ぐるみで問題解決にあたることが重要であり、学校は、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識した時には、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「なんもく学園いじめ防止基本方針」は、『いじめ防止対策推進法』及び県の『群馬県いじめ防止基本方針』に基づき、本校の児童生徒が思いやりの心を持ち、安心して楽しい学校生活を送ることができるように、『いじめの未然防止』『早期発見』『早期解消』『重大事態への対応』等の基本的な取り組みについて示したものである。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどこの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- ①いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ②いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- ⑤日頃から、子ども、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

(3) 学校におけるいじめ防止等のための組織

○学校内の組織

①「生徒指導会議」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる「いじめ防止対策校内委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

○教育委員会や家庭、関係機関と連携した組織

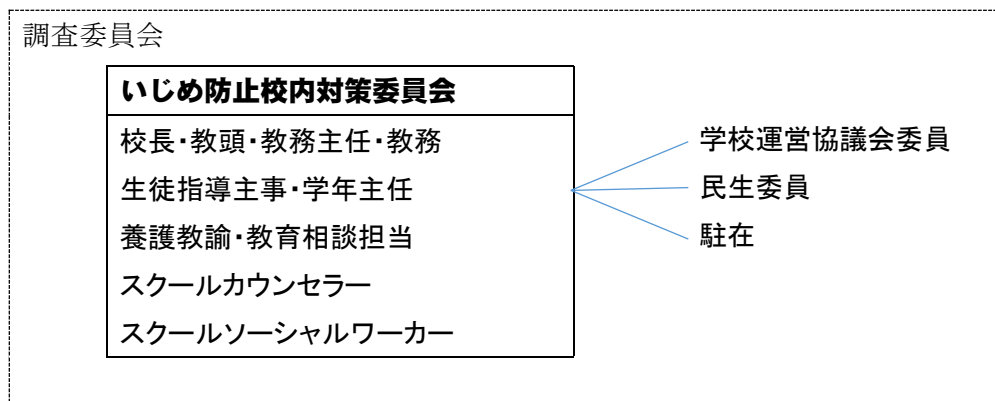
緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、教育委員会に報告するとともに、状況によっては、緊急のいじめ対策校内委員会を開催し敏速な対応を行う。

校長は敏速に支援体制をつくり対処する。

参加メンバーは以下のとおりである。

校長、教頭、教務主任、教務、生徒指導主任、当該学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（学校運営協議会委員、民生委員、駐在）

【いじめ防止対策委員会構成メンバー】



【役割】

- 基本方針に基づく取組、年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報収集、相談、通報の窓口（家庭・地域への周知）
- いじめの疑いがあった場合の会議の招集、事実関係の聴取、情報の共有、指導や支援の体制
対応方針の決定

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。

①常時指導の充実

- ・児童生徒が学校で過ごす全ての場面において、「お互いを大切にする指導」を行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校づくりをする。

②人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童生徒に理解させる。
- ・児童生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

③道徳教育の充実

- ・道徳科や全ての教育活動において、道徳的实践力を高めるとともに豊かな心を育てる。

④特別活動の充実

- ・別紙「なんもく学園いじめ防止活動年間計画」にしたがい児童生徒一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ・児童生徒が主体的に行う活動を支援し、いじめにつながるような学級や学校の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等を取り入れ、よりよい人間関係づくりを行う。
- ・縦割り活動や他校との交流、校外における自然や文化などに親しんだり、他地域の人と関わったりする活動を通して互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。

(2)学級経営の充実

①少人数を生かした学級づくり

- ・児童生徒の実態をきめ細かに把握し、一人一人が役割をもち活躍できたり、それを認めたりできる学級づくりに努める。
- ・一人一人の特性に応じた指導・支援に努める。

②学習指導の充実

- ・「分かる」「楽しい」授業作りに努める。
 - ・児童生徒が主体的に取り組む授業の工夫
 - ・考える時間の確保・意見を発表し話し合える場の設定（言語活動の充実）
 - ・個に応じた指導の工夫
- ③職員研修の充実、相談体制の整備
- ・スクールカウンセラーの活用
- ④SNS等を通じて行われるいじめ対策
- ・全校児童生徒のSNSに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童生徒に情報モラル教育を推進する。
- ⑤家庭との連携
- ・学校・学級・進路指導・児童生徒会だより
 - ・webページによる情報発信を行う。
 - ・こまめな連絡による相互理解を図る。
 - ・相談してよかったと思われる誠意のある対応を行う。
- ⑥地域や関係機関との連携協力体制の整備
- ・犯罪行為として取り扱われるいじめについては教育委員会及び警察等と連携した対応を行う。
 - ・保育園、学童の情報交換を行う。

3 いじめ早期発見のための取組

いじめの早期発見のために、状況に適合した最善の手段を講じる。

(1)子どもの声に耳を傾ける。

児童生徒の何気ない言動にも耳を傾け、心に寄り添う。

(2)子どもの行動を注意深く見守る。

児童生徒の休み時間や放課後の活動の中で児童生徒の様子に目を配ったり、毎月1回実施のいじめアンケートやノート、生活ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。

(3)保護者や地域、関係機関との連携

児童・保護者・学校の信頼関係を築き円滑な連携を図るとともに、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠意ある対応に努める。また、学童や民生児童委員等との情報交換、共有に努める。

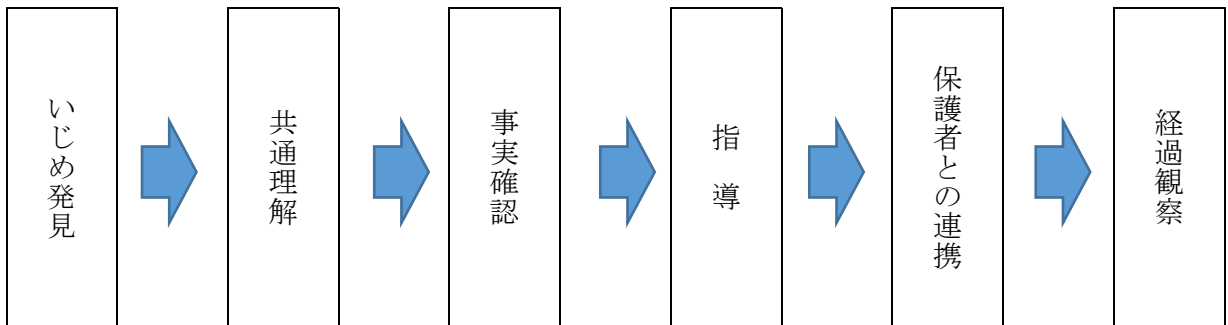
○いじめの早期発見のための視点

日常生活と比べて	○日頃と違う表情や言動をしていないか。 ○理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。 ○落ち着きがない、おどおどしている等の様子がないか。
他の児童生徒と比べて	○グループを作るときにいつも最後まで残っていないか。 ○友達からの挨拶や言葉がけが少なくないか。
特定の児童生徒に対して	○一緒にいる友達に、異常なほどの気遣いをしていないか。 ○失敗をすると、やじられたり、笑われたりしていないか。
学級の雰囲気	○一部のボスの児童生徒を中心に学校生活を送られていないか。

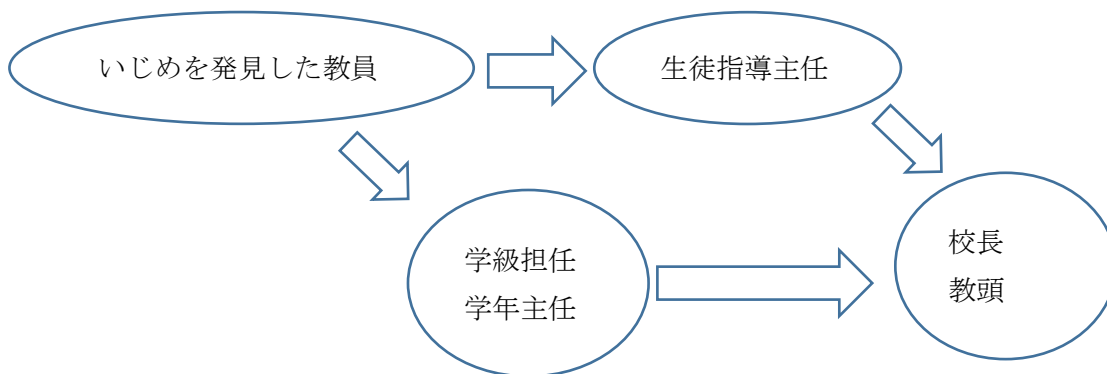
○早期発見のための方法▼

観察	授業だけでなく休み時間や部活動等にも積極的に声をかけて、児童生徒の様子を確認する。また、生活ノートの等を通じて児童生徒の気持ちを理解するよう努める。
情報収集	月に一度全校を対象とした生活アンケートを行う。また、学級だよりなどによる家庭連絡を通じて、児童生徒や保護者からの情報に耳を傾け積極的に収集する。他の教員や地域の方からの情報にも留意する
客観的理解	Q-U検査(学級満足度調査)、親子関係診断検査、エゴグラムやゲス・フー・テスト等の検査や面接を通じて客観的に理解する。

発見から指導までの展開



いじめ発見から共通理解までの流れ



4 いじめ解消のための取組

いじめ解消のために、全職員が事案を共通理解し早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1)情報収集を綿密に行い、いじめられている児童生徒やその保護者の立場に立って、事実発生後できるかぎり迅速に事実確認を行う。
- (2)いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対策校内委員会が対応を協議し、的確な役割分担をして解消にあたる。
- (3)いじめている側の児童生徒に対しては、行為の重大性を理解させ反省・謝罪させるとともに、成長支援の観点から指導を行う。
- (4)犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (5)家庭に問題がある場合は、民生児童委員と連携を図る。

(6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

事実確認から経過観察までの流れ

①いじめを受けている児童生徒へ

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由でも、徹底して当該児童生徒の味方となり、守り通すことを約束する。 ・児童生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、児童生徒の話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめを行う児童生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・児童生徒のよさやすぐれているところを褒め、励ます。 ・いじめを行う児童生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ・「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートや定期的な面談等を行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

②いじめを行った児童生徒へ

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対して毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったか、これからどうしていくのかを反省させる。 ・心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることを気付かせ、他者の痛みを理解できるように根気強く継続して指導する。 ・いじめに至った心情を振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートや面談を通じて、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動を通して、児童生徒の思考をよい方向に向かわせ、よさを認めていく。

③傍観したり周囲にいたりした児童生徒へ

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学校等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは「チクリ」ではないこと、辛い立場にある人を救うこと であり、人権と命を守る行為であることを伝える。
支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てた者や傍観していた者も、いじめである事実を受け止めさせる。▼・これからどのような行動をしていくべきか考えさせる。▼・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・学級だよりなどで保護者に対しても、学級での継続した取り組みについて示していく

(4) 保護者との連携

- ①いじめの事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ②いじめを受けた児童生徒を、学校全体で徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の指針を具体的に示す。
- ③対応経過をこまめに伝え、保護者からの児童生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ④いじめの全貌が分かるまで、保護者同士の連絡を避けるように依頼する。
- ⑤対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

5 重大な事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者へのいじめが生じた場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患が発生した場合等)
- ②いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席する（一定期間連続して欠席している場合も含む）
ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(1) 迅速かつ適切な方法で、当該生徒や保護者の心のケアに努め、児童生徒全員が落ち着いた学校生活を取り戻すための情報発信や個人のプライバシーに配慮した対策を行う。

重大な事態とは	
・児童生徒が自殺を企図した場合	・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を負った場合	・精神性の疾患が発生した場合
・相当期間学校（年間 30 日間）の欠席を余儀なくされた場合	
・児童生徒または保護者が、精神的被害が甚大であると申し立てた場合	

(2) いじめ問題への対応手順

いじめの発見

本人の訴え 保護者・児童生徒からの報告 「サイン」の発見



<p><u>いじめられた児童生徒</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の把握 ・心身の安全確保 	<p><u>保護者との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の把握 ・信頼関係づくり 	<p><u>いじめた児童生徒</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の把握 <p><u>周囲の生徒</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の把握
---	--	--

いじめ防止対策委員会
協働体制の確立
指導方針の共通理解

関係諸機関との連携

教育委員会への報告



<p><u>いじめられた児童生徒</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数教員による指導、支援 	<p><u>保護者との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針の伝達 ・協働意識の向上 	<p><u>いじめた児童生徒</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員のもと指導、助言
<p>学級への指導 当事者意識の高揚、共感的人間関係づくり 自己存在感を実感できる学級づくり</p>		



<p><u>いじめられた児童生徒</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級への適応指導 ・経過観察 	<p><u>保護者との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換による共通理解 	<p><u>いじめた児童生徒</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規範意識の育成・人間関係づくりの改善
<p>学級への指導 人権意識を高める道徳や特別活動の充実 いじめ問題を解決できる学級集団育成の指導</p>		



学校再開のための全校集会
児童生徒・職員のカウンセリングができる体制をとる